

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成29年那智勝浦町議会第3回定例会）

平成29年9月14日

9時28分 開 議

於 議 場

日程第1	報告第18号	専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））した事件の承認について……………	157
日程第2	議案第53号	和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について……………	159
日程第3	議案第54号	那智勝浦町公文書開示条例の一部を改正する条例……………	160
日程第4	議案第55号	那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例……………	161
日程第5	議案第56号	那智勝浦町立図書館設置条例の一部を改正する条例……………	167
日程第6	議案第57号	那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村障害支援区分等認定審査会共同設置規約……………	169
日程第7	議案第58号	那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について……………	170
日程第8	議案第59号	平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）……………	172
日程第9	議案第60号	平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	187
日程第10	議案第61号	平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）……………	189
日程第11	議案第62号	平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）……………	190
日程第12	議案第63号	町道の路線変更について……………	195
日程第13	議案第64号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	196
日程第14	議案第65号	財産の取得について……………	197
日程第15	請願、陳情の委員会付託について……………		199

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	荒尾典男	2番	左近誠
3番	下崎弘通	4番	中岩和子
5番	石橋徹央	6番	金嶋弘幸
7番	曾根和仁	8番	引地稔治
9番	亀井二三男	10番	津本・光
11番	森本隆夫	12番	東信介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	寺本真一	副町長	植地篤延
消 防 長	阪本幸男	参 事 （総務課長）	矢熊義人

教育次長 寺本尚史  
病院事務長 下康之  
住民課長 田中逸雄  
観光産業課長 在仲靖二  
水道課長 村上茂

会計管理者 榎本直子  
税務課長 三隅祐治  
福祉課長 塩崎圭祐  
建設課長 楠本定  
総務課副課長 仲紀彦

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 網野宏行  
事務局主査 青木徳之  
事務局主査 足田晋一

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第18号 専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））

した事件の承認について

○議長（中岩和子君） 日程第1、報告第18号専決処分（平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） おはようございます。

報告第18号専決処分した事件の承認について御説明申し上げます。

〔報告第18号朗読〕

1枚めくっていただきまして、専決処分書をつけさせていただいております。

平成29年7月3日に専決処分をいたしております。

次のページをお願いいたします。

平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第3号）、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ813万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億3,613万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款20諸収入を補正。歳入合計で補正前の額86億2,800万8,000円、補正額は813万円、計86億3,613万8,000円となっております。

3ページをお願いいたします。

歳出になりますが、款10災害復旧費を補正。歳出の合計額は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

1、総括としてこのページの歳入、次のページの歳出について、それぞれ813万円の増額をお願いしてございます。歳出の補正額の財源内訳につきましては、特定財源、その他813万円となっております。

6ページをお願いいたします。

2の歳入です。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入につきましては、説明欄記載、土木施設災害復旧工事負担金で、補正額813万円を増額し、計は雑入6,430万6,000円となっております。土木施設災害復旧工事負担金につきましては、のり面が崩落しました山林所有者に工事代金を請求しており、それを受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3の歳出です。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額813万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の朝日地内のり面災害復旧工事及び朝日地内災害土砂撤去、仮設防護柵設置工事でございます。6月30日深夜に朝日地内の山林のり面が崩落し、隣接宅地にも土砂が流入したため付近住民は避難を余儀なくされました。崩落した箇所を放置し続けると、さらなる崩壊が起これば付近住民の生命や財産を脅かすおそれがあったので、緊急に必要な工事として土砂撤去500立方メートル、仮設防護柵高さが4メートル、全長で約30メートル及びモルタル吹きつけ340平方メートルを専決で工事いたしました。

説明は以上でございます。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと確認なんですけども、歳入の813万円の雑入、この収入が土木施設災害復旧工事負担金ということで、山林所有者に工事代金の請求はするということなんですけども、金額813万円、高額です結構。この場合徴収できる見込みがあるのかどうか、その点だけお伺いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 先ほどの御質問の負担金でございますが、7月11日と8月17日に直接大阪の地権者のところへお伺いしまして、工事費の請求と今後の対策について要請をいたしました。今月も9月にて同様の請求を行っております。徴収できる見込みでございますが、今のところ受け入れられてございません。今後とも引き続き工事代金の請求を行ってまいります。以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 同じ質問なんですけども、今建設課長申しましたように7月、8月、9月と請求をしているという中で、まだ振り込まれてない、また今後ともこのようなことで請求していくというところなんですけども、これはこのまま代金が所有者から受け入れられたらいいんですけども、受け入れられないという諸事が生じてくる可能性もあると思います。また、今後このようなことがどういう進展をしていくんか、例えばこの前の朝日18号線のようにまた受け入れられないという結果が生まれる可能性はあるのか、それとも100%受け入れられるのか、そこ

の見通しをお聞きします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 所有者は大阪市の法人でございまして、不動産業でございます。その会社は今現在、実は債務超過に陥っておりまして、3回の交渉ではなかなか代金を払うのは今すぐ難しいというふうにはおっしゃっております。今後とも請求をしておりますが、相変わらず入金されないようでありましたら、顧問弁護士とも相談して土地の差し押さえ等できないか、あるいは財産の差し押さえ等できないか検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第18号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第53号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第2、議案第53号和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第53号和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第53号朗読〕

資料として新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

別表第2の第3条第1項第1号の欄ですけれども、常勤の職員に対する退職手当の支給に関

する事務について共同処理する団体名を記載しております。

また、次のページの第3条第1項第2号の欄は、議会の議員、その他非常勤の職員に係る公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務について共同処理する団体名を記載しております。

今回の改正につきましては、紀の海広域施設組合より平成30年4月1日から和歌山県市町村総合事務組合に対して、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務について共同処理したい旨の申し出があったことにより、同日から共同処理するため第3条第1項第1号の欄に追加し、また有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合及び有田衛生施設事務組合より平成30年4月1日から和歌山県市町村総合事務組合に対して、議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務について共同処理したい旨の申し出があったことにより、同日から共同処理するため第3条第1項第2号の欄にこれら団体を追加するものでございます。改正後では、下線の引かれている団体が追加されております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第54号 那智勝浦町公文書開示条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第3、議案第54号那智勝浦町公文書開示条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第54号那智勝浦町公文書開示条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第54号朗読〕

本条例の一部改正につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正により、個人情報の定義を明確化するため第5条第1項において記述等の次に定義規定が新たに追加されております。本条例におきましても同様の規定がございますので、今回改正をお願いするものでございます。

資料として新旧対照表をつけさせていただいておりますので、そちらをごらんください。

右側の改正前第7条第2号の2行目の「記述等」の次に、左側の改正後では「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加えるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第55号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第55号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第55号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改

正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

〔議案第55号朗読〕

今回の条例改正につきましては、第2回定例会において承認をいただきました町営バス下里線について、11月からの運行開始予定に当たりそれに伴います下里線の料金の制定、また既存路線の色川線、太田線についての運賃の改定並びに利用料の減免に関する項目を追加するものとなっております。

まず最初に、町営バスの下里線の路線について説明させていただきますので、関係資料として町営バス下里線路線図を配付させていただいておりますので、そちらをごらんください。

図面下の青く示している線が今回の路線になります。浦神東、ここは集会所のあるところになりますけれども、そこから国道まで行きまして、国道を通り粉白、それから高芝、それから旭橋を通り下里天満まで行き、折り返して下里出張所までの区間になります。

以上が下里線の路線になります。また、下里出張所において太田線、赤い線になりますけれども、太田線と接続して勝浦のほうに来る方法をとってございます。

次に、下里線の利用料でございます。

関係資料の新旧対照表のほうをお願いいたします。

2枚目の下のほうになりますけれども、別表4でございます。

今回の下里線の運行開始に当たり、右側の改正前、これは予約タクシー、浦神一下里間で。現在運行しております。その料金表を下里線（浦神東～下里出張所）料金表に変更するものでございます。一番上の浦神東から玉ノ浦までは100円で、下里出張所までは200円となっております。また、玉ノ浦から下里出張所間は100円となっております。

次に、既存の色川線、太田線の利用料の改定についてでございます。

新旧対照表の1枚目の裏面になります。別表第1と第2ですけれども、これは色川線の料金表でございます。2枚目の上段の別表第3は太田線の料金表でございます。下里線の利用料の設定に伴い、この2つの路線についても150円の区間を100円に改正したのとなっております。区間についても一部変更しておりまして、地域等を基準としたものに変更してございます。それぞれの区間の料金等については、説明を省略させていただきます。

次に、利用料の減免の対象者についてですけれども、新旧対照表の1枚目になります。表面でございます。左側の改正後です。障がい者に対する規定がなかったため、第3条に第3号として身体障害者手帳、療育手帳を有する者、それから第4号として精神障害者保健福祉手帳を有する者を追加してございます。

また、今回の改正につきましては、本年の7月3日に開催しております那智勝浦町地域公共交通会議にて承認をいただいております。

説明は以上になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

9番亀井君。



○9番（亀井二三男君） お聞きします。

太田と色川間はあれなんですけど、この新規の下里線の浦神、下里は前回のバスの補正のときにはコースは言われておったんですけども、この間の赤い丸が停留所ですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

下里線の図面上で示しております赤い点は、今回のバス停になります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 僕らこれ理解しにくいんですけど、例えば浦神東始発のどこありますね、それから次の停留所、国道ですねこれ、この民家のずっと並んであるところ、これ浦神の中ほどの人はその停留所まで行かなあかんのですか。それと、ほかのどこもそうなんですけども、こういうところは不便なところなんです、やはりどこでも乗車できるというような考え方はできないんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

この赤い点につきましてはバス停になりますけれども、国道以外の路線につきましては自由乗降といいますか、そういうような方法をとってございます。国道につきましては、少し危険性っていうこともありまして、バス停を設けてそこで乗っていただくというふうな方法をとってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 1つ質問します。

下里の出張所で乗りかえるというそういうことなんですけど、大体待ち時間はどれぐらいを予定してるのかっていうことと、仮にこの浦神からの路線でたくさんお客さんが乗られて皆1台に収容できなくなるようなそんなことは予想してないのかということをお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

下里出張所においての太田線との接続に関しては、乗るのに危険とか安全面を考えて少し時間のタイム差をとってございます。その時間が何分とかというのは資料を持ってないのでお答えできませんが、十分に乗りかえできるような時間を設定しております。

それからまた、乗り残しがないかというようなことなんですけれども、現在の下里線の状況を見て、また太田線の状況を見て、このバスで十分対応できるということで考えております。また、もしそういう乗り残しとか仮に出てきた場合ですけども、すぐにこちらのほうで対応するかそういう方法をとらせていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 濟いません。運行時間の関係、全然説明なかったんですが、今のままの太田線の運行回数、3回ですか、それにあわせての運行だけなんですか。病院の開院に向けてこれはある程度便宜性を図ってくれると思うんですけども、11月からはそのままその後の病院開業、そういう計画についてはどのように対策するかというのはまだ考えられてないのかどうか、その点確認します。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 現在、太田線、色川線とも3便ということで、それにあわせて接続していく予定でございます。また、病院ということの開院にあわせてバスを走らせることで、病院のほうに入っていくっていうふうな路線になりますので、再度4月1日の開院にあわせてまた路線の変更という議案も出させていただくことになるかと思えます。また、公共交通会議についても開かなければならないと思えますので、そういうことになれば時刻についても再度設定することになると思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今までの浦神からのタクシー利用、その状況を考えてみてたら、なかなか利用者はないと。ほいで、年間2人とか1人とか、そういう状況でお年寄りの皆さんも自分だけのためにタクシー利用するのは心もとないというようなことで利用はなかったと思うんです。そういうことで皆さん各議員いろいろと意見を述べられたんですけども、全然今まで改善されずにこの11月になって突然こういう、タクシーにしたときはこういう結果になるというのはよくわかってたと思うんです。それを4月に向けての開院に向けてこういう検討をすることとおきながら、この11月に突然バスを走らせますということなんで、この点いかなもんなと思うんです。

これは利用者の方が皆さん便利になるんで反対するとかそういうことではないんですけど、これまでにいろいろ皆さんのそういう意見が多かった中で全然改善されなかったと、そういうことで、その点ちょっと納得がいけない面も皆さんあるかと思うんです。利用者の皆さんのためによくなることですので、これはやっていただいたら結構なんですけども、そういうことでお願ひします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 今、下崎議員のほうからも話がありましたが、この問題については私も当初からいろんな問題については指摘しておりますが、年度当初でこういうものが出されて、僕は改定していくことには賛成なんです。けども、見通しをしっかりとって提案すべきだと、こういうやつについては。それは物すごい思います。何で今になって突如出てきたのかなというふうな、それは1つあります。

もう一つ、これは利用者数ですが、どこかに色川線でどのぐらい利用してるとかどっかに載せられていますか。それやったら教えてほしいんですけども。やっぱり色川の籠から来るとなれば、

これ費用が相当かかります。だから、利用者数がどのぐらいいてるのかなというのは、特に高齢者の多い人にとってはこの負担がかなり多くなると思うんですが、そういう意味で2点ほど質問します。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

議員さんの質問では、急にこの話が出てきたというような話でございました。6月議会の際に予算のほうを補正させていただきまして、バスの購入の議決をいただいております。また、委託料についても議決いただいております。

6月議会の際にも説明させていただきましたけども、当初予算の際にも計上するかどうかっていうのを検討しておりまして、そのときに路線等のことについてまだまだ地元との話も固まってなかった、また病院の開設等についても困惑するのではないかなというようなことで見送ってございましたけども、新年度に入りまして地元の区長さんとの話し合いの中でそういう不安が解消されたということもありまして、6月議会の際に予算のほうを計上させていただきました。現在は11月開始の予定で事務を進めているところでございます。

先ほど下崎議員もおっしゃられてましたけども、予約タクシーということで利用者も利用しづらい形態ということでなかなか利用もなかったということもあります。地元の方には不便もずっとかけていたということもあって、できるだけ早く年度途中でもありましたけれども、なるべく早く解消したいということで今回6月の定例会の際に予算を上げさせていただきました。

もう一点、色川からかなり利用料について負担をかけるということの質問だったと思いますけれども、籠からですけれども終点の役場まで来られた場合ですけれども600円ということで、天満からずっと役場の間、町立温泉病院とか、朝日、あの辺の国道沿いっていうのは籠からは600円になっております。この3路線とも色川、太田、下里と一番起点となります遠いところから勝浦周辺のところまでどの路線でも600円で来れるというような料金の設定にしております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この予約タクシーの問題のとき、最初言うたように減額されて出されてきたでしょ。そのときに私らも言ったわけですが、だから当初は減額されて出された、地元の方の声があつて大いに活用されるのはいいと思うんですが、だから計画性の問題で私は言うてるわけですが、もう一つは利用客が全体としてこの線で年間どのぐらいあるかとかというような数字はつかまれてるのかどうか、ほんで1日片道で勝浦まで出てくるのに600円かかれば、相当費用負担になります。だから、例えば200円ぐらいでどこでも自由に行けるとかというような料金スタイルにかえていかないと利用者っていうのはそんなにふえていかないという気がするんです。だから、そういうことも含めて今後の検討にぜひしていただきたいと思うんですが、そこらは利用者の数とそこらでの検討の余地はないのか、お聞きしたいと思いま

す。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

色川線の利用客数ですけれども、決算のときにも……

〔10番津本・光君「全体で言うてください」と呼ぶ〕

全体ですか。色川線、太田線合わせまして、28年度は1万696人でした。

〔10番津本・光君「路線ごとにはわからんの」と呼ぶ〕

濟いません。きのうの決算でも御報告させていただきましたけれども、色川線では4,789人、太田線では5,907人の合計1万696人です。

それと、料金ですけれども、色川線では以前は熊野交通の区割り、それから料金を参考にし、料金を設定しておりました、今回は下里線運行開始に当たりまして色川線、太田線の料金、それから区間についても少し見直しました、っていうのは今回は下里線にあわせて色川におきましては籠から口色川まで大体中部、西部地区になるんですか、あの辺はどこ行っても100円にさせていただいております。それから、口色川から南平野、ゴルフ場あたりまでの区間についてはまた100円ということで、地域地域で動いたときには100円で済むよっていうような設定にさせていただいております。色川間では旧色川地区では200円で行くよと、太田地区も旧太田地区では200円で済む、それから下里路線についても下里地域では200円で動かしてただけというような料金設定にさせていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 1点だけお願いします。

身体障害者手帳または療育手帳を有する者の介護者は半額。その下の4番のほうの精神障害者のこの辺、介護者とかというのはどういうふうな考えでおられるのかなというところをお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） (4)の精神障害者保健福祉手帳を有する者を追加したということでございます。これに関しては他の公共交通機関と同様に町営バスにおいてもこういう規定を設けさせていただきました。

以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） そうじゃなしに、身体障害者の方は介護者は1人半額ですね。精神障害者の方は介護者がいないというのは、普通の公共交通機関はそうなったあるんやと思うんですけど、うちの場合は新病院の敷地内に今度重度心身障害者の方の施設ができるから、これにも介護者を1人を半額ぐらいにするということはできんもんかなというような質問やったんですけど。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議員質問のありました件につきましては、私どもはちょっと想定しておりませんので、再度検討させていただきます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 新病院のほうの敷地内は重度心身障害者やけど、最初かかる人はバスに乗れるような人、利用するのはほとんどないのかもわかりませんが、入れといたら親切やないかなと思うて、一言だけ。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 他の公共交通機関等も一度勉強させていただいて、また部内でも検討させていただきます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第56号 那智勝浦町立図書館設置条例の一部を改正する条例

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第56号那智勝浦町立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 議案第56号について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

〔議案第56号朗読〕

次のページに新旧対照表、そして資料として位置図をつけさせていただいております。

今回の改正は図書館の地番変更をお願いするものです。図書館、そして新病院用地並びに道

路用地の分筆と地番の整理などにより、今回図書館の地番をかえさせていただくものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

12番東君。

○12番（東 信介君） 昭和30何年、4年、5年、6年ぐらいですか、区画整理されて天満地番が朝日地番に変わっていったんです。これ、区画整理と同等なもんやさか朝日地区やったら朝日番地に変更するというのが本当ちゃうのかなと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 今回の改正につきましては、天満1185番地－1という番地を分筆させていただいた関係での地番変更でございますので、その点御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 現実、区としても混乱を起こすんです。天満番地と朝日番地があって、区的には朝日区なんですけど、もしこういう機会があって変えられるもんやったら変えていかれたほうがすごい地元としてはやりやすいと思うんですけど、現実的に区画整理ではないんかわからんですけど、その辺ちょっと検討してもらうことはできんのかな。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員おっしゃいましたとおり、このあたり一帯は区画整理はされてないと思います。ですから、行政区域の変更はできません。ただし、住居表示の変更などはできるかと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第57号 那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村障害支援区分等認定審査会  
共同設置規約

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第57号那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村障害支援区分等認定審査会共同設置規約を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第57号那智勝浦町・太地町・古座川町・北山村障害支援区分等認定審査会共同設置規約について御説明申し上げます。

〔議案第57号朗読〕

次のページをお願いいたします。

現在の障害者福祉制度につきましては、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法により、障害があっても住みなれた地域での生活を実現するという理念のもと障害のある方に対して総合的な支援を行い、必要としている方に必要な福祉サービスを提供するよう施行しているところでございます。

その障害者福祉サービスを受けようとするためには、障害のある方に必要な支援の度合いを示す指標である障害支援区分の認定を受ける必要がございます。その障害支援区分を審査、判定いたしますのが総合支援法第15条に規定する障害支援区分等認定審査会でございます。

この審査会につきましては、それぞれの町村が単独で運営し開催するという形式をとっておりますが、実際には本町と太地町で共同設置、運営しております介護保険認定審査会の開催にあわせて本町において毎月1度開催し、審査会委員につきましては4町村が同じ委員を選任し、報酬等費用につきましては4町村で均等に分担する、実質的には共同設置と同様の形式で運営しているところでございます。

このたび、和歌山県障害福祉課より技術的助言を受け、関係町村と協議の結果、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき審査会の共同設置ということで正式に規約を設け実施することとなった次第でございます。

規約第1条では、共同設置することを定めてございます。

第3条で本町庁舎での開催としてございます。これは、介護保険認定審査会にあわせて開催するものでございます。

第4条で審査会の委員について定めております。各町村の障害支援区分等認定審査会の委員の定数等を定める条例に定めている定数でございます。10人以内となっておりますが、現在は介護保険認定審査会の第1合議体の委員4人に加えて、障害福祉を専門とする相談支援専門員1名を選任し、5人に委員の委嘱をしており、毎月1回第1合議体の開催にあわせて委員会を開催いたしております。

第6条審査会の庶務、第7条負担金、第8条予算、第9条決算報告及び監査、第11条委員に

関する条例、第12条委員の懲戒処分等について那智勝浦町が庶務を処理し、那智勝浦町一般会計において予算、決算並びに監査等処理を行うものと定めてございます。

第7条で定める負担金でございますが、協議により決定するものとしておりますが、審査会の運営に係る費用、これは実質的に委員への報酬及び交通費になります。年間総額で23万円程度になりますが、現在4町村均等割で実施しております。引き続き4町村均等に分割することで協議済みでございます。

附則といたしまして、この規約は平成30年4月1日から施行としてございます。それぞれ4町村において議決を経て行う協議により規約を定め、規約を告示するとともに県知事に届け出ることとなります。

ちなみに、平成28年度審査件数は81件、毎月1回の開催で平均認定件数は1回当たり7.5件でございます。うち本町に係る分につきましては5.7件となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第58号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第58号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第58号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について御説明申し上げます。



〔議案第58号朗読〕

今回の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、第2回定例会において承認をいただきました町営バスの車両購入事業について財政的に有利な過疎債を活用するため、過疎地域自立促進計画にこの事業を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）でございます。

表の左側、区分として2交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進です。その右隣が変更前、またその右側が変更後でございます。

変更前の事業名の欄(6)電気通信施設等情報化のための施設、防災行政用無線、その下が(11)過疎地域自立促進特別事業となっておりますが、右側の変更では事業名の欄(6)電気通信施設等情報化のための施設、防災行政用無線の下に(7)として「自動車等自動車」を追加し、また事業内容欄に「町営バス車両購入事業」を追加するものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決いたしました。

休憩します。再開は10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時28分 休憩

10時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第59号 平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第59号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第59号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,248万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4,861万9,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額86億3,613万8,000円に、補正額で2億1,248万1,000円を追加し、計で88億4,861万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2の総務費から4ページの款12諸支出金まで、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。

起債の目的欄、地域活性化事業から現年補助災害復旧事業まで、補正前の限度額計17億5,902万9,000円に595万3,000円を増額し、補正後の限度額を17億6,498万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の7ページの歳出について、それぞれ2億1,248万1,000円を増額をお願いしております。7ページの歳出の補正額の財源内訳でございまして、国県支出金1,781万1,000円、地方債2,950万円、その他552万5,000円、一般財源は1億5,964万5,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

総務課の関係でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は1億8,319万2,000円の追加で、計で29億3,974万4,000円とするものでございます。

款14国庫支出金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助

金、859万5,000円につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修費用に対する国庫補助金を受け入れるものでございます。

10ページをお願いいたします。

款17寄附金、目2総務費寄附金、節2まちづくり応援基金寄附金及び節3災害復興基金寄附金につきましては、宇久井漁業協同組合より頂戴いたしました寄附金でございます。

款21町債、目3の衛生債から目6の消防債までと、目9の災害復旧債は説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

目8の臨時財政対策債につきましては、起債額の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6電子計算費、補正額で922万1,000円の増額をお願いしてございます。節13委託料は、説明欄記載の社会保障・税番号制度システム改修に係るもので、国の標準レイアウトの変更や、記載事項の充実に伴う各業務のシステム改修費用でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費の補正額83万6,000円は、説明欄記載の介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目9病院費の補正額2,500万円は、説明欄記載の町立温泉病院事業会計への繰出金でございます。

17ページをお願いいたします。中ほどになります。

款8消防費、項1消防費、目5災害対策費、補正額で182万7,000円の増額をお願いしております。節15工事請負費の100万円につきましては、小坂山避難路ののり面崩壊に伴うモルタルの吹きつけ工事をお願いするものでございます。節19負担金、補助及び交付金の82万7,000円につきましては、各自主防災組織からの申請の実績に伴い増額の補正をお願いするものでございます。

19ページをお願いいたします。下段でございます。

款12諸支出金、項2基金費、目6まちづくり応援基金費の補正額250万円と目8災害復興基金費の補正額250万円は、歳入において説明させていただきました宇久井漁業協同組合より頂戴いたしました寄附金について、それぞれの基金に積み立てるものでございます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 観光産業課の関係について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目2農林水産業費分担金、節2小規模土地改良事業費分担金の52万5,000円につきましては、説明欄記載の事業に係る分担金でございます。

9ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節3中山間地域等直接支払事業費補助金の12万5,000円につきましては、国2分の1、県4分の1の補助金を県より受け入れるものでございます。節8小規模土地改良事業費補助金の45万円につきましては、説明欄記載の事業費の30%を受け入れるものでございます。節12林業退職金制度加入促進事業費補助金8万1,000円につきましては、事業費の10分の2を受け入れるものでございます。節14山の恵み活用事業補助金21万円につきましては、備考欄記載の事業費の3分の1を受け入れるものでございます。

目5商工費補助金、節2観光施設整備補助金185万円につきましては、説明欄記載の休憩施設整備事業費の2分の1を受け入れるものでございます。

目8災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金650万円につきましては、説明欄記載の災害復旧事業費の65%を受け入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節19負担金、補助及び交付金16万7,000円につきましては、法改正により高津気地区で超急傾斜加算額が追加され、また色川地区におきましても対象面積が2,912平米ほど増加したため交付金が増加したものでございます。

目6小規模土地改良事業費、節15工事請負費の150万円につきましては、説明欄記載の工事に係るものでございます。

観光産業課関係追加資料を配付してございますので、そちらをごらんください。

1枚もんの資料でございます。

口色川の用水路の断面図と平面図でございます。この用水路で使用しております鉄管が腐食しておりまして、上部のU字溝が陥没しかけております。これを改修するもので、県に補助要望していたところ補助が通りましたので、今回補正をお願いするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、節15工事請負費350万円につきましては、林道小阪大野線の維持補修工事でございます。円満地公園から小坂に向けて300メートルほど行ったところに道路下を横断している配水管がございませう。この鉄管が腐食しておりまして陥没のおそれがあるため、これを高耐圧ポリエチレン管に取りかえるものでございます。

目2林業振興費の節9旅費から節18備品購入費までと節19負担金、補助及び交付金のうち獣害対策研修負担金につきましては、地域おこし協力隊に関するもので、研修に係る費用と活動費及び猿用の発信器の購入費用でございます。研修につきましては、今後3回を受講予定でございます。また、猿用発信器につきましては、当初3個を保有しておりましたが、全て取りつけてしまったため追加の購入をお願いするものでございます。節19負担金、補助及び交付金の林業退職金制度加入事業補助金16万3,000円につきましては、新たに1社4名分の加入がございませうので、県補助金10分の2に町負担分10分の2を合わせて10分の4を補助するものでござ

います。その下の山の恵み活用事業補助金につきましては、炭窯の整備費用63万1,400円に対しまして、県補助金3分の1に町負担分6分の1を合わせて2分の1を補助するものでございます。

13ページでございます。

項3水産業費、目1水産業総務費、節15工事請負費の500万円につきましては、那智漁港の灯浮標の改修でございます。

観光産業課関係資料の1ページをごらんください。

那智漁港の出入り口付近の灯浮標が1基悪天候により破損しておりまして、8月22日に引き上げを行ってございます。これを改修いたしまして再設置を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、議案書その下の節19負担金、補助及び交付金につきましては、29年度の事業割の通知がございましたので、35万1,000円の補正をお願いし、37万1,000円とするものでございます。

目2水産振興費、節15工事請負費の838万1,000円につきましては、新冷凍冷蔵庫建設予定地の整地及び一部舗装工事でございます。

観光産業課関係資料の2ページをごらんください。

赤線内の部分を来年度冷蔵庫の建設に向けて整地を行うものでございます。そして、赤の斜線部分につきましては仮舗装を予定してございます。この舗装工事につきましては、後ほど御説明いたしますにぎわい拠点施設整備の関係で、にぎわい拠点の工事期間が市場の繁忙期に係る間第1売場の魚の搬出場所が狭くなり、市場の水揚げ機能の低下を招くおそれがございます。そのため、来年3月末までマグロの搬出場所を確保するため舗装工事をいたしまして、臨時的にリフトによる積み込みができるようにするものでございます。なお、一部舗装部分に係る費用は838万1,000円のうち203万9,000円でございます。

濟いません。議案書に戻っていただきまして、次に目4地方創生拠点整備事業費、節15工事請負費1,919万4,000円でございます。こちらにつきましては、にぎわい拠点施設整備に係る設備等の移設工事でございます。

たびたび濟みません。観光産業課関係資料の3ページをお願いいたします。

建設予定位置図でございます。上の図が当初の予定で、下が現在進行しております変更後の位置図でございます。ここの岸壁の矢板の部分に係る荷重の関係上、県の指導により柱を岸壁から9.5メートル離さなければならなくなり、市場側に3メートル程度建設予定地をずらしております。その結果、側溝も市場側にずらさなければならなくなり、また解体をいたします既存建物の屋根裏に添加されておりますマグロ体験館、製氷施設への電気配線や給水施設の移設が必要となってきてございます。図面下、変更建設予定位置の建物、下段の赤い部分が移設場所となっております。

関係資料の4ページをお願いいたします。

施設の平面図でございます。

実行委員会、出展者組合、経済常任委員会等の御意見を反映させた最終の平面図でございま

す。テナント数は最大13店舗、物産陳列コーナー、休憩スペースとイベントスペースが配置され、当初より通路とイベントスペースを広げたことにより、延べ床面積は当初より42.54平米増加の442.54平米となっております。

関係資料の5ページをお願いいたします。

立面図でございます。図面の左下の図でございます。

こちらの図は道路側から見た正面図でございます。この正面図の左にありますオープンと記載の部分は海側のウッドデッキやテラスの部分で、建物の外になってございます。この部分を飲食スペースとするために施設の屋根を延ばしまして、多少の風雨に対応できるようにいたしてございます。この結果、建築面積が559.75平米と大きくなってございます。

関係資料の6ページをお願いいたします。

事業費に係る表でございます。

上段の表は、今回お願いしております補正予算を反映したものでございます。工事請負費(1)は、解体及び移設費用でございます。設計額が先ほど説明いたしました移設費と解体費用を含めまして2,219万4,000円となっております。この工事につきましては補助対象外となっておりますので、全額一般財源となります。

工事請負費(2)は本体工事でございます。先ほど説明いたしましたとおり、建築面積が増加した関係で1億1,138万1,600円となっております。地方債の50%が実質の一般財源となります。一番右の2,784万6,100円が実質一般財源となります。合計欄左から2番目、総事業費になりますが、1億4,219万4,000円に対しまして、一番右の実質一般財源は5,219万5,000円となります。

下段の表は補正前の予算内で施工した場合の表でございます。設計監理及び解体移設費は変更の余地がございませんので、事業費及び一般財源の額は上の表と同額でございます。その結果、本体工事は縮小したものになっております。本体工事費は9,218万7,600円で、実質一般財源は2,304万7,600円となり、合計欄の総事業費1億2,300万円に対しまして実質一般財源は4,739万6,500円となります。一般財源の比較では補正をお願いした場合と現状予算で施工した場合で、下の黄色の部分のとおり479万8,500円の差額となります。町といたしましては一般財源は余分に必要となってまいります。皆さんの御意見を反映したよりよい施設を施工いたしたく、今回補正をお願いするものでございますので、どうかよろしくをお願いいたします。

議案書に戻っていただきまして、13ページです。

款6 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費。節19負担金、補助及び交付金の商工振興事業補助金マイナス277万円につきましては、築地商店街街灯設置事業補助金を計上してございましたが、事業主体である商店街から自己資金の確保が難しい状態であることから申請の取り下げがございましたので、減額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

項2 観光費、目2 観光振興費、節15工事請負費の370万円につきましては、熊野古道市屋大辺路峠の入り口にあずまやを設置するものでございます。

観光産業課関係資料の7ページをごらんください。

資料の右下の場所に図面のあずまや1基を設置するもので、大辺路を歩く観光客への対応をしたいと考えてございます。県の観光施設整備補助金の申請が通りましたので、今回補正をお願いするものでございます。

議案書に戻っていただきまして、次に目4体育文化会館費、節11需用費の200万1,000円につきましては、アリーナの電動式移動観覧席にオイル漏れがあり座席が起き上がらなくなる可能性があるため、これを修繕する費用と、同じく電動式移動観覧席の階段1段目だけ高さがございまして、階段をおりる際につまずくなど既にけが等の事案もございまして、補助ステップと手すりを設置する費用をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費の補正額3,800万円につきましては町内20カ所の災害復旧費に係るもので、節13委託料の測量委託200万円につきましては目2の補助災害復旧事業に係るものでございます。

観光産業課関係資料の10ページをごらんください。最後のページでございます。

地図上に災害箇所を示してございます。黄色で囲んだ部分が林道維持補修工事で、赤で囲んだ部分が補助災害復旧工事、青で囲んだ部分が町単独災害復旧工事でございます。土砂崩れ6カ所、土砂流入が10カ所、路肩崩れ、橋梁路面陥没が3カ所、道路下擁壁陥没が1カ所でございます。このうち大きなものとして、林道小匠小森川線災害復旧工事がございます。

関係資料の8ページをお願いいたします。

平成28年4月から道路の一部を塞ぐ形でのり面が崩落し、現地確認を行ったところ引き続き崩落の危険性があり通行止をしておりました部分で、平成28年7月27日、11月4日と現地調査を行ってまいりましたが現状が変わらず、今年度に入りまして6月21日の豪雨におきましても現状と同じでございました。このままこれを放置いたしますと現状と変わらない状況がいつまでも続きまして通行止を余儀なくされますので、今回補正をお願いしております。図面、現況平面図のモルタル吹きつけ34.8メートルのうち右側半分につきましては崩落箇所でございます。左側につきましても、崩落部分との取り合い部や深いクラックもあり、あわせて復旧するものでございます。復旧延長34.8メートル、高さ24.8メートル、モルタル吹きつけ工事でございます。

議案書18ページに戻っていただきまして、目2林道施設災害復旧費、節15工事請負費の1,000万円につきましては、林道小匠小森川線の補助災害復旧工事でございます。

関係資料の9ページをお願いいたします。

6月21日の豪雨により、のり面崩落復旧延長39メートル、高さ41.7メートルの範囲となっております。工事内容は土砂、倒木撤去、危険箇所の切り取り、モルタル吹きつけとなっております。9月4日、5日に国の災害査定を受けまして事業認定されております。国費は65%でございます。

観光産業課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額39万8,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分7賃金でございます。説明欄記載の臨時雇賃金でございます。和歌山県土砂災害啓発センター休日勤務事務員1名、10月から3月末までの56日分臨時雇賃金及び通勤手当をお願いするものでございます。

続きまして、目2大谷地区残土処理場整備事業費、補正額1,000万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載ののり面モルタル吹きつけ工事でございます。平成26年度で施工いたしました大谷地区残土処理場の井関側進入道路ののり面が今までの台風や集中豪雨により荒廃が著しく、土砂が崩落し道路を塞ぐおそれのある区間でございます。崩落すれば土砂撤去に時間を要し、その間国の砂防事業や県の災害復旧工事の残土搬入ができず事業進捗に影響を及ぼしますので、崩落の危険がある箇所をモルタル吹きつけ等で保護するための費用をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額977万3,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分11需用費27万3,000円でございます。説明欄記載の修繕料、町内の老朽化した街路灯の取りかえと、街路灯がなく暗く危険な通学路等への電柱添架による街路灯新設の費用でございます。節区分15工事請負費950万円でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事、町道の小規模な側溝改修や舗装等の路面補修工事でございます。

目2道路新設改良費、補正額1,110万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の中通り5・6号線、八反田2号線、井関6号線、浦神14号線、計4件分の側溝改修工事費でございます。

お手元に配付させていただいております議案第59号平成29年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）建設課関係資料の1枚目から9枚目に各側溝の施工予定箇所と予定箇所の写真を添付してございます。なお、8枚目、9枚目の工事名が浦神14号線道路改良工事となっておりますが、予算書のとおり浦神14号線側溝改修工事の誤りでございます。申しわけございません。

地図に赤色実線を引いているところが施工箇所の予定でございます。今回計上の4カ所につきましては、以前から地元区に要望されておりまして、本来であれば29年度当初予算で施工したかったのですが、昨年度の29年度予算編成時に建設課関係の予算割り当て等検討しました結果、29年度当初予算で計上しましたほかの地区の側溝改修との優先度等を考慮しまして、当初予算での施工を見送りさせていただいた工事でございます。

予算書に戻っていただきまして、16ページをお願いいたします。

項3河川費、目2河川改良費、補正額1,570万円の増額をお願いするものでございます。内



訳につきましては、節区分15工事請負費1,000万円でございます。説明欄記載の下和田排水路整備、那智山排水路改修工事でございます。

先ほどの建設課関係の資料10枚目から13枚目に施工予定箇所と施工予定箇所の写真を添付してございます。地図に赤色実線を引いているところが施工予定箇所でございます。下和田排水路につきましては、地図の真ん中にあります山林からの排水が民地の間を通り町道に集まるため道路排水の放流先を整備する工事でございます。那智山排水路は老朽化した空石積みや素掘りの護岸で形成された水路で荒廃が著しく、大雨のときには越水し、隣接の民地に流入しているため改修を行う工事でございます。

予算書に戻っていただきまして、節区分19負担金、補助及び交付金570万円につきましては、説明欄記載の県事業負担金でございます。桜ヶ丘、湯川、下和田、浦神東地内の急傾斜地崩壊対策工事と勝浦、中里、二河、南大居、口色川地内の小規模土砂災害対策工事、合わせて9カ所分でございます。

17ページをお願いいたします。

項6住宅費、目1住宅管理費、補正額201万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分11需用費でございます。説明欄記載の修繕料は、30年以上長期使用しております町営住宅の壁、床、台所、トイレ等の損傷が激しいため修繕や取りかえを行うための費用でございます。

19ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額2,870万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。説明欄記載の鳴子谷川で1カ所、長野川が10カ所、振ヶ瀬川4カ所、町道井谷1号線で2カ所、井谷川1カ所、橋ノ川川2カ所、中里川支流で3カ所、湯川川支流1カ所、縣川1カ所、井鹿排水路で2カ所、南大居排水路6カ所、中ノ川3カ所、町道小匠高野線1カ所の合計37カ所分の工事費をお願いするものでございます。6月21日の集中豪雨とこれまでに接近した台風の大雨により発生しました災害復旧工事でございます。建設課関係資料の最後のA3サイズ、縦の位置図に赤色で着色したところが施工場所でございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

歳出です。

17ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費、節13委託料、補正額6万5,000円は青少年劇場公演に係る経費で、文化庁の補助を受けた公益財団法人日本青少年文化センターに公演を委託します。この企画は、生徒数が少なく地域的に交通が不便で芸術鑑賞の少ない学校において芸術に直接触れてもらおうというもので、下里中学校が応募したところこのほど内定が来たもので、今回補正をお願いするものです。下里中学校で三味線の演奏とワークショップを行って

いただく予定です。

18ページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料、補正額107万円は給食調理員のノロウイルス検査費用です。33人の6カ月分となっております。本年2月に御坊市の学校給食センターでノロウイルスによる集団食中毒が発生しました。この件で文部科学省並びに和歌山県教育委員会から通達が出ており、本町においても安全・安心な給食の提供のため補正をお願いするものです。

目2教育振興費、節14使用料及び賃借料、補正額44万5,000円は教育用コンピューターセキュリティ対策ソフトの更新料です。平成29年9月30日で小学校の教育用コンピューター141台のリース期間が満了となります。引き続き、これらのコンピューターを使用しますが、外部からのセキュリティ対策のためのソフトが必要となることから補正をお願いするものです。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 1つだけお願いします。

14ページの観光振興費のこの市屋の休憩施設370万円なんですけど、これについてはどこからか個人なり地域だとか団体から要望があって今回これをつくれるのかっていう1点と、あずまやの形があれで本決まりなのかと、ああいう形はシンプルなんで維持管理はしやすいと思うんですけど、もうちょっとくつろぎやすい形もあるんじゃないかなと思うんですけど、その2つお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

市屋の休憩施設でございますけども、あそこの土地の所有者の方が、お客さんが多く見られるということで個人でちょっとした小屋を建てていただいております、何とかこれを町のほうで新しくやってくれないかということで要望されまして、そして調査いたしましたら人数的にもかなりのお客さんが見えてございます。世界遺産の追加登録されてから、2016年10月24日に追加登録されておりますけれども、それからこの8月末までの間で約500名程度の方が見られてるということで、そういった状況でございますので県のほうに要望いたしまして補助をつけていただいたということでございます。

そしてまた、休憩施設の形でございますけども、とりあえず既製品でございまして、ああいう形の既製品でいいのではないかなということで選定はさせていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 大辺路が世界遺産登録になったということで、今後お客さんもふえるとい

うことで、非常にいいことだと思うんですけど、今回地元の方から要望があつてやるっていうことなんですよね。本来であれば、町のほうから率先してこういうことをやるように心がけてほしい。たまたま今回ここがそういう土地もあり、地主さんも好意的に言うてくれたことでやるっていうんですけども、見渡してみるとほかにも同じように休憩所が必要なところもあると思うんで、今回たまたま声があつたからやるっていうんじゃないで、今後同じようにこういう大辺路なり、あと熊野古道の中辺路でも、例えば井関だとか市野々の旧道沿いなんかにもトイレや休憩所がない、あつたらええなというようなところもあると思うんで、今後も当局のほうからここにあつたらいいというそういう場所を考えていくっていうそういう流れの中でここをやるっていうような位置づけでやってほしいと、ここだけで終わるんじゃないで。

それと、あずまやなんですけど、これは多分既製品だなと思ったんですけど、できたら四方に柱があつて、一部一面でも壁があるようなもののほうが雨風をしのぎやすいし、人数だとか荷物なんかも入れやすいということなんです。1回つくっちゃうとそのままなんで、できたら大は小を兼ねるじゃないですけど、ええものをつくってほしいなという気持ちがありますんで、今回はこれで仕方がないにしても、今後別の場所につくるときはもっとそういうことも考えたってほしいと思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、那智谷、あちらのほうも途中で休憩するトイレ施設であるとかない状態でごさいます、以前から危惧しているところもごさいます。ただ、場所の選定といひますか、その土地、そういったもんが非常に難しいのかなということにとまっている状況ではごさいます。

今回、こちらの土地につきましては所有者さんが貸していただけるということで、そしてまた浦神から歩いていきますとちょうどあそこにトイレがあつて、あそこで休憩する休憩ポイントにもなつてごさいましたので、補正をお願いしてごさいます。

あずまやの形につきましては、恐らくふだん大雨のときとかは歩かないと思いますので、これぐらいの形でよいのかなと思いますけども、次回また那智谷等々ほかの場所で考えるときには検討させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はごさいませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 15ページのところですが、土木費のところ目録の2道路新設改良費ということ出てるんですが、この写真を見させていただきましたら、これに似たようなところはあちこちにあるわけですが。緊急性の問題でここに出されてる災害復旧とかでするのはわかるんですが、この中で緊急性で出された、なぜこれが今ポンと補正で出てきたのかなというのが多少気になる部分があります。そこを説明していただきたい。

その中で、道路の改修で井関6号線の側溝改修工事、これはわかります危ないから。そうい

うのは早くせないかんと思うんです。そういう場所は町内には幾つもあって、その要望等でたくさん出るところもあると思うんですが、緊急性の問題でいきますとほかのところはそれほどの緊急性はあるのかなということも感じますので、そこは説明をもう一度お願いしたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員おっしゃいますとおり、町内各地には側溝整備をしなければならぬところが多数ございますが、今回の場所につきましては災害等であるいは国の砂防事業等で整備していなかった側溝でございまして、以前から要望のあった箇所でございます。何年間か整備しておりませんでしたので、地元住民からもそろそろ事業も終わってきたので整備してくれないかということで工事をする予定でございます。また、老朽化した側溝ですけれども、今回の場所はふたとかで重いコンクリートぶたの箇所もございまして、地元が清掃する管理は難しくなっております。そういう面で、今回の場所を選定させていただきました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ちょっと今の説明では納得しかねます。

そういうやつは生活道路に面してるところで、早急に老朽化してるところをというのはいろんなところであります。だから、計画的にやるんやったら計画的にやるで出してくれればいいと思うんです。そやけど、こういう地元住民からの声ということで出されてますが、地元の住民からの声だったらあちこちから出てるはずやと思うんです。もう既に8年、9年もたってもなかなかできてないということも現実にあるわけです。子供が通学路で使う場所で、側溝にふたがないということも現実には結構あるわけです。そういうことも声として上がってきてるわけけれども、それが順序立ててこういう順番でやりますということで出されてきてて、ほいでこれにかかったんだったらわかるんです。けれども、そういう今の説明ではないですよ。だから、幾ら住民の声があったというて、住民の声というのはあちこちからあるわけで、なんでこれが先になったかということ、今の説明では納得できません、もう一つお願いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 町内各区から老朽した側溝整備の要望箇所は多数ございまして、今回の場所につきましても地元区から複数出ております側溝改修の要望箇所のうち1つでも改修できるよう要望されておりますので、この箇所を選んでおります。

また、建設課のほうでも町内各地の老朽化した側溝の現地を確認しておりまして、地元の意見をお聞きした上で建設課のほうで優先度を判断させていただいて側溝整備をしまいたしますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それであれば、必要度で考えるのであれば、例えば車が多く通るところか人が通るのが多いとか、ここなんか完全に溝が割れててどこかが抜けてるとかというようなことがあるのであればまだわかります。けれども、普通から見ても車がそれほど通らない、そ

やけど一方では車がたくさん通る、そして住宅もたくさん建っていると、しかも子供らが安全を確保するための通学路の中での溝ぶたさえ確保されてないというところが現実にあるのに、何で先にこういうのが優先されるんですか。幾ら住民の声があったといえ何か特定の意図が働いたとしか考えられへんです。そこが私、物すごい気になります。だから、もうちょい計画的に誰も住民が見たときに、なるほどこれやったらしょうがないなとわかる改修のほうにきちんと進めていただきたいというふうに思います。何らかの意図が働いたとしか考えられへんです。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員御指摘のとおり、交通量あるいは生活に密接するような側溝箇所  
で危険なところ等を今後も優先的には整備したいと考えておりますので、御理解のほどよろしく  
お願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） この病院のほうの2,500万円です、繰り出しのやつ。

○議長（中岩和子君） ページ数を言うてください。

○1 番（荒尾典男君） ページ数は11ページです。

衛生費2,500万円。町債で上に衛生債2,500万円、歳入です、上のページで10ページの町債で  
目3節1 過疎対策事業債って書いてますから、この医療機械備品購入事業になってます。これ  
がここの病院の繰り出しの分ですね、2,500万円、2,500万円です。

そのことをお伺いしたいのと、あと最終ということでこれを出してきたんですけど、前委員  
会ではこのイベントスペースでイベントするということでありまして、この観光産業課資料で  
す、これのにぎわい広場の4ページです。これ委員会のときに僕話しさせてもらったんですけ  
ど、イベントスペースがこんだけの広さで、イベントするということは人に見せるというこ  
とが基本やと思うんです。イベントスペース、テナントもまあここですから、みんなが見れる場  
所っていう部分が屋内でスペースでは狭いんちゃうかということも言うたと思うんです。この  
貸しテナントのほうもこんだけちゃんと確実に入りますかというのもお伺いしたと思うん  
です、委員会のほうで。それがこういう形になって出てきたんで、イベントやって人が来て、こ  
れ見れる場所ないんちゃうかというと思うんですが、あとは貸しテナントのほうは十分入れる  
ように、シャッターがないようにっていうのは、そこら辺お伺いしたと思うんですが、その後  
の状況なんかどうかお伺いさせてください。これで最終で決めてしまうんやったら、その辺お  
伺いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 11ページ、病院費の繰出金2,500万円の財源についての説明  
かと思われます。

繰出金2,500万円につきましては、病院の事業費の5,000万円の2分の1を一般会計のほうか  
ら繰り出しをしております。その2,500万円の財源として10ページの衛生債の過疎対策事業債

を充当してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

にぎわい広場の図面のイベントスペースの周辺でございますけども、こちらの前に休憩スペースというのがございます。こちらのほうは、委員会のほうでもともと貸しテナント7の左側にあったものがそのイベントスペースが見えないのではないのかということで、イベントスペースのほうに寄せております。そして、間の壁のように見えてる部分でございますけども、こちらについては耐震の関係でどうしても柱が必要になってきます、そして壁を設けると当然見えませんので、壁ではなくて筋交い状にいたしまして、のぞけるといいますか透けて見えるような格好になってございます。そして、イベントスペースの周りの壁に見える部分の外側等々、ガラスの間であるとかも筋交い状に見るようにはしてございます。

そして、テナントの入居者の関係でございますけども、現状7テナント分は入る予定はございます。そして、募集のほうは今月中にもう一度実行委員会のほうを開かさせていただきまして、そして来月には募集をかけていきたいと考えてございます。そしてまた、貸しテナント1、貸しテナント2につきましては、この間に壁がございません。こちらについては、もしテナントが入らない状況でございましたら、全て陳列コーナーにいたしまして、共同レジでやっていけるようにはしてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 前に一度、総務費から病院のほうへ繰り出すときに、病院のほうの必要な分に関して総務費のほうで理解できてるかっていうのがあるんです。機器購入に関してもどういふふうなものでどういふふうな用途をちゃんと把握できて繰り出しするんかというのは前1回聞いたことあるんですけど、そこら辺は総務課のほうで繰り出すときにこの金額に対してどういふふうなお考えを持っておられるかお伺いします。

あと、このテナントのほうもそうなんですけど、今つくって1、2ですけど、今言やったのは。この前の広場のほうの12、13をイベントスペースのほうにいつでも人がいっぱい入ってきたら、いろんなイベントできるような形になるというんやったら、ステージはどれくらい大きいですから踊りなりなんなりできるとしたんやったら、この前に人が集まれるようにしたほうがイベントとしては生きてくるんちゃうかなと思って。今さっきの説明は委員会でもお伺いしたことなんですけど、そこら辺テナントの分の12、13を排除できるような形にするのがええんちゃうかなと前言わせてもろうたんちゃうかなと思うけど、そこら辺はどういうお考えですか。

こっちのほうをどうしても展示コーナー、こっちのほうで対応するんか、ここのところを一旦つくってしもうたら人が入ってきてイベントしても狭いなっていうところが出てきたりしたらいかんから、後からつくるんやったら簡単につくれるような形にしたほうがええんちゃうかなと思いますけど、どうですか、それは。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 今回の繰出金に関しましては、病院の医療機械備品購入事業5,000万円に対しての2分の1の繰り出し基準に基づき総務課のほうで繰り出ししてございます。その財源といたしまして、過疎債なんですけれども備品に対して過疎債が対象になるかどうか精査いたしまして、対象になるということで今回過疎債のほう充当させていただいて2分の1を繰り出しているということになります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、テナント12、13の部分、こちらがなければもう少し広くとれるわけでございますけれども、施設の耐震の関係もございましてこのテナント12、13の前にも壁がございます。こちらを前の休憩スペースのような形でとるのはかなり難しいのかなというふうには聞いてございます。そしてまた、出店者さんとお話の中でなるべくテナント数も多くとってほしいということでございましたので、こういうふうな格好になってございます。御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 質疑というより、今後のために1件だけ。

水産振興費ですけど、13ページ、仮舗装箇所あるでしょ、これわざわざうちが全額出さんでも、あそこで事業してる県漁連が主体でうちが補助金出してもええし、うちが主体ですら向こうから分担金とか協力金とか出してもらうても構わんです。今後、こんな事業があるときに。あそここのとこで県漁連自体、金もうけしやるんやさか、うちが全額このように出す必要ないと思います。それは交渉したらえんですから。どこが主体で工事やっても構わんです。今後、これからこういう問題が出てきたときに、すぐうちで全額出さんと交渉するようなことも考えてください、どうですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

今回の舗装の工事につきましては、町の工事でありますにぎわい拠点の整備工事の関係で市場のほうに御迷惑をかけるということで町のほうで補正をお願いしてるところでございます。議員おっしゃいますとおり、市場の関係、県漁連が運営してございますので、市場の関係の整備工事、あるいは必要な工事、県漁連さんのほうで考えているような工事でありましたら、当然県漁連と町と話し合いまして折半なりの方向で常にお話はさせていただいておりますけれども、今回の工事につきましては完全に町の建設工事のあおりということで御理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） にぎわい広場の工事のためについて言いますけど、このことによってあそこの市場の周辺環境整備も十分できるじゃないですか。市場のためにもなるでしょ。何もうちの工事これするんやさかい、それによって不利益が生じた分うちが見るって、にぎわい広場も市場の環境整備のためにも県漁連の運営にとってもプラスになると思います。そんなにうちの工事で犠牲になってとか、その悲観せんでなるべく協力してもらったらええんですよ。交渉です。そう思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

勝浦漁港の環境整備という観点から見ましたら、当然にぎわい拠点を整備するということはいいいことだと思っております。県漁連から考えますと、当然県漁連のほうは市場の運営ということでにぎわい拠点とは関係のないもの、そしてまた関係があるとすればにぎわい拠点の後ろにございますマグロ館の運営でありますとか、その辺についてはメリットはあるかと思いません。

ですけども、今回は先ほど私申しましたとおり、今回の整備につきましてはあそこの工事が繁忙期に係るということでかなりの面をとってしまいますので、町のほうでいたしたいと考えてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） 今回は構わんです。でも、県漁連もうちもどっちみち協力しいもてやってかなあかんでしょ。だから、こういうことも向こうに協力求めたらええんです。何もそういう交渉事せんと、すぐうちで出すことないです。黒字上げて十分やっていけるんですから向こうも。お互い協力です。話し合いしてだめやったら仕方ないです。その話し合いもしてないでしょ。話し合いしたらええんです。ほんなら、もしかしたら出してくれたかもわからん。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

この金額を出す、出さんというような話し合いはしてございませんけども、繁忙期にこういった状態でどうしたらいいのかという協議は町とそして県漁連、漁商等で話し合いをしてこういった形にさせてもらうということで話をさせていただいております。

議員おっしゃいますことも十分わかることとございますので、今後にかけては十分それを理解した上で行っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 13ページの水産業総務費の中的那智漁港灯浮標設置工事で、浮いたやつ前の壊れたから新しくするんやけど、海上安全交通法があつて、例えばそこは堤防の上にちっちゃい灯台みたいなありますよね、あそこ。法律上これ要るんかいな、あそこは。要らんなら、これ500万円要らんのちゃうかなと、1回確認。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。



○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

この灯浮標でございますけども、漁港内の航路の右左をあらわすものでございまして、当然色分けしておりますので、その間を通るようになってございます。これは必要なものと認識してございますので、当然直して再設置したいと考えてございます。法律的にどうしても要るのかってということにつきましては、資料を持ち合わせておりませんのでちょっとわかりません。申しわけございません。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 資料はないと思うんで、1回調べて、要らんもんやったら要らんで、また検討してください。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 法的なものについては一度調べたいと思いますけども、それプラスまた法律上要らないとしたら、漁協の中の状況を見まして、要るか要らんかっていうのを判断していかなければならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時53分 休憩

13時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

号)

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第60号平成29年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第60号について御説明申し上げます。

〔議案第60号朗読〕

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款3国庫支出金から款8繰越金までの補正で、補正前の額21億3,129万7,000円に、補正額7,378万5,000円を増額し、計22億508万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款4諸支出金までの補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、同額でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金、節区分2地域支援事業包括的支援事業等交付金113万6,000円の増額は、平成28年度分の地域支援事業交付金に係るもので、事業費の確定による精算交付でございます。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金、節区分2地域支援事業包括的支援事業等交付金56万8,000円の増額につきましても、国費に連動する地域支援事業交付金に係るもので、事業費の確定による精算交付でございます。

7ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金につきましても、介護保険事業の事務関係経費に係る一般会計からの繰入金でございますが、83万6,000円の増額をお願いするものでございます。歳出で説明申し上げます介護保険システム等機器借上料64万4,112円と介護予防地域支援事業システム借上料19万2,000円に係るものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節区分14使用料及び賃借料64万5,000円の

増額につきましては、介護保険システム機器借上料をお願いするものでございます。節区分25積立金750万6,000円につきましては、前年度実績確定に伴うものでございます。

款3地域支援事業費、項1地域支援事業管理費、目1一般管理費、節区分14使用料及び賃借料19万2,000円の増額につきましては、地域支援事業に対する介護予防地域支援事業システム等の借上料でございます。職員増員によりシステム1台分の増額をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金、節区分23償還金、利子及び割引料6,225万6,000円につきましては、平成28年度の給付費負担金の交付額の確定による返納金でございます。今回、国費で5,033万1,000円と高額になっておりますが、介護給付費負担金の算定におきましては前年度の給付費の伸び率等により給付費を見込み、法定の負担割合により概算で交付されます。給付の見込みは予算不足が生じないよう安全を見込むなど適時留意の上等の指示を受けているところでございます。平成28年度では、可能な限り精算交付が生じないよう調製するよう基準額を10%上乗せする旨の指示があり見込んだところでございますが、給付費がそこまで伸びなかったために大きな返還額となったものでございます。

目2支払基金交付金返納金、節区分23償還金、利子及び割引料318万6,000円につきましても、平成28年度負担金の交付額確定による返納金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第61号 平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第61号平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第61号平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

〔議案第61号朗読〕

今回の補正につきまして、平成29年4月1日より簡易水道特別会計から水道事業会計に移行したことに伴い、簡易水道特別会計において平成29年3月末までに会計処理ができなかった事業費につきまして、予算編成時に見込んだ特例的収入及び支出の債権及び債務額を決算の確定により改めるものでございます。

平成29年度那智勝浦町水道会計予算第4条の2に定めた特例的収入の債権を1,390万2,000円から1億534万7,000円に改めるものでございます。主なものといたしまして、簡易水道整備事業補助金及び消費税等の還付金でございます。債務につきましても89万4,000円から1億7,412万1,000円に改めるものでございます。主なものといたしましては、工事請負費と未払金確定によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第62号 平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第62号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算

(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長(下 康之君) 議案第62号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

[議案第62号朗読]

3ページは予算に関する説明書、実施計画書となっております。内容につきましては前ページと重複しますので、説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

款1病院事業費用、項1医業費用、目2経費です。既決予定額3億9,248万6,000円に補正予定額199万7,000円を増額し、3億9,448万3,000円とするものでございます。節1厚生福利費178万8,000円は、説明欄に記載しておりますが職員のワクチン接種費です。節15委託料20万9,000円は、職員の抗体検査委託費であります。職員ワクチン接種費につきましては、インフルエンザ予防接種や麻疹、風疹等の項目で抗体がない職員に対して行うワクチン接種費用です。職員抗体検査委託につきましては、新規採用職員を含め未検査で抗体の有無がわからない職員の抗体検査を行うもので、いずれも費用を全額病院が負担するものであります。

医療機関内での感染症予防の手段として予防接種の重要性が高まっております。病院職員のワクチン接種につきましては、職員みずからの感染予防とともに、病院利用者への感染源とならないため、また感染症による欠勤等により医療機関の機能低下をも防ぐために実施するものです。近隣医療機関におきましても、既に院内感染対策として病院負担として職員のワクチン接種を実施しておりますので、当院でも本年度から実施してまいりたく考えております。

5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額11億8,150万円に補正予定額2,500万円を増額し、12億650万円とするものでございます。

項2負担金、目1他会計負担金、既決予定額12億4,999万円に補正予定額2,500万円を増額し、12億7,499万円とするものでございます。

収入におきましては企業債、負担金でそれぞれ2,500万円を増額し、合わせて5,000万円の増額補正としております。これにつきましては、新病院におけるリハビリテーション関連機器購入に係るもので、起債対象事業費の増額によるものでございます。

次に、支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目2新病院建設事業費、既決予定額26億4,159万6,000円に補正予定額5,128万1,000円を増額し、26億9,287万7,000円とするものでございます。節1備品費5,000万円は、リハビリテーション関連機器購入費用です。

当院では、平成20年度から和歌山県立医科大学リハビリテーション科の医師派遣を中心とした体制により運営を行っており、医師確保対策としてスポーツ温泉医学研究所が設置されています。当施設は大学施設の位置づけで、都市部から離れていても医師が研究を行える機能を有していることから、医師確保に大きな役割を担っております。今年度当初の当院常勤医師8名のうちリハビリテーション科医局からの派遣医師は3名となっており、指導医でもあります田島教授が直接外来診療に来られるなど高度な診療を行っております。

今後も、当院でのリハビリテーション診療を高めるとともにこの地域または県内外まで広く発信するため、今回の補正予算にて新病院の研究所内のリハビリテーション関連機器の整備を行うものです。予定としまして2カ年にわたり、今回の補正予算で5,000万円、来年度の当初予算でも5,000万円の計1億円の予算要求をお願いするものでございます。購入予定機器につきまして、別添資料により説明いたします。

議会2日目にお配りしました議案第62号平成29年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第1号)備品費関係資料をごらんください。

今回お願いしました補正予算により整備予定の機器は、バーチャル型最先端トレッドミルとデータ統合動作解析システムです。

上段のバーチャル型最先端トレッドミルは、ベルトコンベヤー上を歩行しながら心電図や血圧計で運動付加機能を計測する検査器具です。導入予定機器の特徴としまして、資料の写真では少しわかりにくいのですが、歩行者の前方に大型ディスプレイがあり、映像と連動することで視覚等の刺激を加え歩行訓練の向上を図るものです。また、写真の歩行者は歩行ベルト上を歩いておりますが、歩行にあわせて足元に白い四角い印が流れています。これは、頭上からベルト面に課題が映し出され、その課題を踏みながら歩く、あるいは避けながら歩くといった患者様の状態にあわせた目標、課題を持った歩行訓練が可能となっております。この課題は四角印だけでなく、丸印や足跡のほか蛇行するライン等のパターン等に切りかえが可能です。さらに、ベルト面内蔵の足圧分布計による歩行計測、歩行解析が可能であるほか、写真のように上からつり下げる免荷装置により体重の負荷を軽減させることで早期からの歩行訓練が可能となり、訓練中の転倒への恐怖や不安を取り除き訓練ができます。この機器は、オランダ製で日本初導入となるものです。

資料下段のデータ統合動作解析システムにつきましては、人の関節等に反射マーカをつけ、その動きを複数の光学式カメラで撮影し解析するものです。当院でも現在、ビデオカメラを使用し患者様の動作確認をすることはありますが、このシステムを利用することで患者様の歩行、立ち上がり等の動きの状態や状況をデータ取得し、正確に評価することで今後の治療方針やリハビリの方向性決定に生かしていくものです。

今回の機器整備で期待される効果としましては、リハビリ環境が充実することによる患者様の増や新病院のPR効果です。PRにつきましては、田島教授も全面的に協力していただけたこと、学会等で発表していただき、視察なども受け入れていきたいと考えております。そして、私どもが期待する最大の効果が、スポーツ温泉医学研究所の充実が医師や理学療法士

の確保につながるというものであります。また、つなげていきたいと考えております。

備品費の説明は以上でございます。

予算書の5ページ、下段をお願いいたします。

節5手当107万5,000円、節6法定福利費20万6,000円につきましては、資本勘定支弁職員である新病院建設室2名分の期末勤勉手当、共済組合負担金賞与分であります。いずれも平成29年6月支給分の賞与に関するもので、平成28年12月から平成29年3月分、前年度に起因する支給額について当初予算での計上漏れがあったことから補正させていただいております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 日本初って言うてましたが、これリースはないんですか、この機器のリースやで。現実、いろんな効果が、新病院運営にも効果があるようなことを言いやったんやけど、高いもんじゃないですか、買うてみたら効果がなかったっていうたら、何しやったんやということになります。リースがあつたらリースで二、三年対応してみて、そんでそんだけよいものやなかったら別に購入まで考えんでもええっていうこともありますし、ただリースっていうのはないんですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

リースにつきましては、申しわけございません、特に事前に調査してございません。今回は購入ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

質疑を終結することに御異議ございませんか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 購入を検討されている新たな2点の備品について購入されたとして、その後の維持管理費っていうのはどれぐらいになるのかお伺いします。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

当面の維持管理費でございますが、高額な機器になりますので、当面の管理費用も含めた形での契約になるかと思えます。ですんで、運用する上での電気代等々は必要になってまいります。特に大きな支出は当面必要ないかと考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この機器2台買いますよね、5000万円、ことし補正でやるわけですけども、それで来年度で5,000万円の当初予算を計画しているということなんですけども、今回の

この機械と今度予定している機械、関連性あるんですか。これ買って、次の5,000万円はこれに対してそう必要ではないとか、どうしても必要になるのか、これを買ったらその5,000万円を来年も買わんならんのかどうかという、そういうのだけお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

先ほども説明させてもらったとおり、この補正で5,000万円お願いし、予定としましてまた新年度で5,000万円をお願いしたいと考えております。新年度での購入部分につきましては、実はまだ田島教授ともお話は具体的なものはできておりません。今回整備するものに関連する機器というものではないとは今のところ思っております。全く違うものをまた新たに考えていくものだと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、今回のこの補正で5,000万円認めたとして、購入します。そしたら、来年度の当初ではその5,000万円、それは必要ないということになることもあり得るということですね、関連のない機種なら。これを買って、そいでまた来年度のその当初のときもこれに関連してどうしても整備せんならんという機種だったら、その当初予算で5,000万円というのが必要になってくるんやけども、特に関連がなかったらそのときの判断でもう必要ないということにもなり得るということですか。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

今回お願いしております5,000万円につきましては、新病院の開設に間に合うような形で新病院の目玉になるような形のものを整備してPRにもつなげていきたいという、これは田島先生のお考えでもありますし、我々もそう考えておまして、5,000万円をお願いしております。単年度で1億円となると負担も大きいので2カ年に分けていただいております。新年度予算につきましても新しい研究所内の機器の充実のために5,000万円程度のものを購入していきたいという考えがございますので、これまた田島教授との相談にもなりますが、同じように予算を上げさせていただくことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 大変高額なもんですから、ことし仮に購入したとして、そして稼働します。そうした中で来年度では余り関連性のない、必要のないということでしたら、十分によく考えて、5,000万円というたら大変高額な機械なんで、費用なんで。ですから、今後十分財政局とも話し合いしながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 新年度の予算につきましては十分検討してまいります。



○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 議案第63号 町道の路線変更について

○議長（中岩和子君） 日程第12、議案第63号町道の路線変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第63号について御説明申し上げます。

〔議案第63号朗読〕

1枚めくっていただきまして、添付しています位置図をごらんください。

左下赤丸を起点とし、右上赤矢印まで赤色の実線が町道那智北浜線でございます。

2枚目の平面図をお願いいたします。

変更箇所の詳細図でございます。

那智北浜線は川関橋の那智川左岸側を起点としておりますが、和歌山県的那智川災害復旧助成事業により川幅が広がり、川関橋もかけかえられ、県道那智勝浦古座川線との交差点部分の形状変更により起点の所在が新宮方向へ16.5メートル移動しましたので、路線変更をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっています議案第63号については、さらに審議を深める必要があるため建設常任委員会に付託することにしたと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、議案第63号を建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中岩和子君） 日程第13、議案第64号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 議案第64号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第64号朗読〕

63歳でございます。

今回の選任につきましては、固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員の石田守氏の任期が平成29年9月25日をもって満了となります。同氏には引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたくお願いするものでございます。御同意をいただきましたなら、任期は平成29年9月26日から平成32年9月25日までの3カ年となります。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第64号について原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第65号 財産の取得について

○議長（中岩和子君） 日程第14、議案第65号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） 財産の取得について御説明申し上げます。

〔議案第65号朗読〕

1枚めくっていただきまして、入札執行調書でございます。

全社入札参加の意向でございましたが、2社により入札が行われ、地元上松モータースが落札となっています。また、もう一枚関係資料といたしまして本日お配りさせていただいております内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。

現在、消防本部におきまして水難救助に対応しています専用車両は消防団第4分団に昭和61年8月配備されました小型動力ポンプ付積載車、1,626ccが経年により総務省消防庁から平成22年9月に新同型車を借り受けましたことから、消防本部が当該車両の管理を引き継ぎ、水難救助用の車両として運用しているものでございます。

しかしながら、ここ最近におきましては経年による劣化が見受けられるようになり、配備後31年経過した現在、修繕に係る部品供給率が非常に低下し厳しい状況となってきており、先般鉄板の腐食により床の穴あき、また燃料漏れを起こしました燃料タンクにつきましては、部品を全国規模で探していただきましたが見つからず、溶接修理で処置をしてもらっています現状でございます。これらのことから、今年度配備を図りたく要望させていただきました車両でございます。

本日お配りさせていただきました関係資料をお願いいたします。

上段の車両が昭和61年式の現在運用中の潜水車でございます。後部荷台に板を敷き潜水資器材を積載しています。下段の車両につきましては、今回要望させていただいております車両の完成写真がございませんので、仕様がよく似ています和歌山県湯浅広川消防組合から資料をいただいていた車両を添付させていただいております。

少し違うところは、ボートは平成26年7月に配備されていますボートトレーラーで牽引できる構造を設けているところです。なお、現在は後方支援車、トヨタハイエースにて牽引していますが、双方で牽引できることの利点を考慮したものでございます。黒の点線部には水難救助用資器材をコンパクトに積載できる積みおろし可能な箱形収納ボックスを装備する形となっておりますが、その上部については狭隘な道路等を通過する場合に備えまして湯浅広川消防同様ボートを積載可能な構造となっております。

車両の概要につきましては、2トントラックシャーシ、標準シングルキャブ、ロングボディーにクレーン装置を装備するとともに、積みおろしが可能な箱形収納ボックスをおろした状態では、重量物の運搬等、幅広く運用できる車両となっております。

以上でございます。御承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

9 番亀井君。

○9 番（亀井二三男君） この資料について1点質問させていただきます。

先ほどの消防長の説明で十分理解できるんですけども、この真ん中の中で潜水救助車の仕様ということであります。入札に当たっての仕様条件がこういったことを書かれているんですか、三菱ふそう自動車とかそういったメーカー的なものも書かれてるんですか。それによつての今6社指名して2社しか参加していないという状況の中では、現在トヨタのハイエースというようなことも言われてましたんで、どの車種でもよかったのか、そういったものをお聞きします。

○議長（中岩和子君） 消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） お答えいたします。

今、亀井議員様から、仕様書の中で三菱というふうな車種限定といったことがうたわれているのか、またその件での入札結果でございますけれども、仕様書の中では現在国内の大型車両のメーカーでございますところは全て、この近隣の取り扱う車両を含め業者の方がその入札に参加していただけるような内容といたしまして、三菱に限らず日野の車両、またいすゞ車両といったどの車両のメーカーの方も参加していただけるような内容とさせてもらっています。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8 番引地君。

○8 番（引地稔治君） 私、この入札の執行状況についてお聞きしたいと思うんですけど、6社で4社が辞退と、これ前日までに辞退届っていうのをを出されてあったんか、それをもってその日に2社で入札したっていうことになるのと余り好ましくないのではないかなと思うんですが、いろんな理由の中で辞退っていうのは考えられるんですけど、こういうときに当日2社しか、当日に出されたらわかるんですけど、当日前にもう辞退届が出されてたんでありゃ、残りもう2社しかないなということの場合、これを執行したっていうのは余り好ましくないのではないかなと思うんですが、そういうところはどうか。

○議長（中岩和子君） 消防長阪本君。

○消防長（阪本幸男君） お答えいたします。

当日の辞退につきましては1社でございます。前日の辞退につきましては3社でございます。この指名競争入札の実施要領に基づきまして、適正だと判断いたしましたところでございます。それに基づきまして、来ていただいた業者様につきましては2社ですけれども、適正な処理をさせていただきますと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第65号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 請願、陳情の委員会付託について

○議長（中岩和子君） 日程第15、請願、陳情の委員会付託についてを議題とします。

局長から陳情文書表及び陳情書を朗読させます。

○事務局長（網野宏行君）

〔陳情文書表及び陳情書朗読〕

○議長（中岩和子君） ただいま局長朗読のとおりです。陳情文書表のとおり、陳情受理番号29年3については総務常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時23分 散会